
監 査 委 員 公 表

那 監 公 表 第 6 号
令和 7 年 1 月 6 日

那覇市監査委員	上	地	英	之
同	宮	城		哲
同	城	間		貞
同	中	村	圭	介

令和 6 年度前期定期監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項に基づき実施した令和 6 年度前期定期監査の結果を、同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

令和 6 年 度
前 期 定 期 監 査 報 告 書

令和 6 年 12 月
那 覇 市 監 査 委 員

令和 6 年度前期定期監査報告書

第 1 準拠基準

那覇市監査委員監査基準（令和 2 年監査委員告示第 1 号）

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務事務の執行に関する定期監査

第 3 監査の対象

1 対象範囲

令和 5 年度に執行された予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等の財務に関する事務。なお、必要と認める場合は、現年度及び過年度も範囲に含むものとした。

2 対象部署

(1) 福祉部

福祉政策課、障がい福祉課、チャーがんじゅう課、保護管理課・保護第一課・保護第二課・保護第三課

(2) 健康部

国民健康保険課、保健総務課、健康増進課、地域保健課、生活衛生課

(3) こどもみらい部

こども政策課、こどもみらい課、こども教育保育課、子育て応援課、こどもえがお相談課

(4) 消防局

総務課、予防課、警防課、救急課、情報指令課、中央消防署、西消防署

第 4 監査の着眼点

監査の着眼点は、全国都市監査委員会が定めた実務ガイドライン第 3 編第 3 章第 1 節の財務事務監査の着眼点に準じ、主として以下の事項とした。

1 予算の執行及び事務処理

(1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。

(2) 事務処理で法令等に違反するものはないか。

2 収入事務

(1) 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。

(2) 調定の時期及び手続は適正か。

(3) 収納金は遅滞なく指定金融機関等に払い込まれているか。

(4) 収納率低下の場合、その原因の把握及び対策は適切か。

3 支出事務

(1) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(2) 委託の成果物は契約書に基づき適正に受領されているか。

(3) 請負代金の支払は契約書の金額と合致しているか。また、契約書に定められた期間内に支払われているか。

(4) 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点より整理すべきものはないか。

4 契約事務

(1) 入札契約方式の選択は適切に行われているか。

- (2) 随意契約による場合、その理由は適正か。
- (3) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
また、これらの内容は適正か
- (4) 工事完成の時期、物品の納入時期及びその他の契約の履行期限は守られているか。

5 財産管理事務

- (1) 財産の取得及び処分の手続は適正か。違法又は不当なものはないか。
- (2) 財産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。
- (3) 物品は正しく分類整理されているか。また、備品シールなどは正確に貼付されているか。
- (4) 基金設置目的は明瞭であり、かつ目的に従って積み立てられ、確実、効率的に運用されているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 監査対象部署に関係書類の提出及び提示を求めた。
- 2 事務局職員による予備監査を実施した。
- 3 監査委員による監査を実施した。

第6 監査の期間、日程及び実施場所

- 1 期間 令和6年7月30日から令和6年12月6日まで
- 2 主な日程
 - (1)実施通知日：7月30日(火)
 - (2)予備監査：9月26日(木)～10月2日(水)
 - (3)監査委員監査：11月5日(火)、6日(水)、11日(月)
 - (4)監査委員協議：11月25日(月)、26日(火)、12月2日(月)
 - ①監査の結果に関する報告協議
 - ②那覇市監査委員監査基準第19条の規定による弁明等の聴取については、実施しないことを決定

: 12月6日(金)

- ①監査の結果に関する報告の決定

3 実施場所

対象部署、監査会議室（本庁舎12階）

第7 監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていたが、「1 指摘事項等」に後述するとおり、一部に是正又は改善を要する事項等があり、昨年度以前に指摘している事項についても、継続して是正又は改善を要する事項等があった。

なお、軽微な事項については、口頭による指導を行った。

1 指摘事項等

指摘事項等については、次のとおりである。

(1) 指摘事項等の内容別件数

(単位：件)

区 分(*注1) 部局・課名	指摘事項等の内容別件数(*注2)		
	指摘事項	要望事項	合 計
福祉部	12	－	12
福祉政策課	1	－	1
障がい福祉課	4	－	4
ちゃーがんじゅう課	6	－	6
保護管理課	1	－	1
保護第一課			
保護第二課			
保護第三課			
健康部	12	－	12
国民健康保険課	1	－	1
保健総務課	7	－	7
健康増進課	4	－	4
地域保健課	－	－	－
生活衛生課	－	－	－
こどもみらい部	58	－	58
こども政策課	14	－	14
こどもみらい課	8	－	8
こども教育保育課	30	－	30
子育て応援課	2	－	2
こどもえがお相談課	4	－	4
消防局	9	－	9
総務課	1	－	1
予防課	2	－	2
警防課	5	－	5
救急課	1	－	1
情報指令課	－	－	－
中央消防署	－	－	－
西消防署	－	－	－
合 計	91	－	91

(*注1) 指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1) 指摘事項：是正又は改善を要するもの。

(2) 要望事項：指摘事項には至らないが、改善について検討が望まれるもの。

(*注2) 内容別件数には、次の(2)共通の指摘事項等の件数を含む。

(2) 共通の指摘事項等

ア 歳入調定遅れ（指摘事項）35件

次の課の歳入事務については、調定をしなければならない日から遅れての調定となっているものがあった。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】障がい福祉課（3件）、ちゃーがんじゅう課（3件）、保護管理課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（7件）、こども教育保育課（15件）、こどもえがお相談課（3件）

【消防局】総務課（1件）、警防課（2件）

イ 調定決定調書兼通知書の提出遅れについて（指摘事項）23件

次の課の歳入事務について、那覇市会計規則第20条第1項に基づき、調定決定調書兼通知書を作成したものの、認識の誤り等の理由により遅れて会計管理者へ通知しているものがあった。

同規則第21条第1項は、歳入の調定をしたときは、調定決定調書兼通知書により速やかに会計管理者に通知しなければならない旨定めている。

調定の通知に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（1件）

【こどもみらい部】こども政策課（3件）、こどもみらい課（5件）、こども教育保育課（10件）、子育て応援課（1件）、こどもえがお相談課（1件）

【消防局】予防課（2件）

ウ 契約期間を遡及させる契約について（指摘事項）12件

次の課の契約については、契約事務の遅れ等により契約の始期までに契約を締結することができず、契約書に記名押印した日の前日までに行われた行為を追認する旨の条項（以下「追認条項」という。）を設けることにより、契約期間を遡及させる契約や履行を追認する旨の条項を設けている契約があった。

地方自治法第234条の解釈として、地方財務実務提要2（地方自治制度研究会編集）によれば、「契約の締結日を遡及して記載することの可否」について、追認条項を設けることにより、契約期間を遡及させることは可能ではあるものの、契約が成立確定するまでの間は相手方に対して履行の請求ができず、適当な方法とはいえないとされている。

契約の締結に当たっては、急を要する等のやむを得ない理由が明らか

である場合を除き、契約の始期までに契約を成立させられるよう行われたい。

【福祉部】ちゃーがんじゅう課（１件）

【健康部】国民健康保険課（１件）、保健総務課（４件）、健康増進課（２件）

【こどもみらい部】こども政策課（２件）、こども教育保育課（２件）

エ 資金前渡における精算事務の遅れについて（指摘事項） ５件

次の課の支払いのため受領した前渡金については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっているものがあった。

那覇市会計規則第 57 条第 1 項において、経費の区分に応じ、当該各号に定める期間内に精算し、精算報告書に証拠書類を添えて会計管理者に提出しなければならない旨定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】福祉政策課（１件）、ちゃーがんじゅう課（１件）

【健康部】保健総務課（２件）

【こどもみらい部】こども教育保育課（１件）

オ 予定価格の設定漏れについて（指摘事項） ５件

次の課の契約業務については、予定価格が設定されていないものがあった。

当該契約業務は、地方自治法施行令第 167 条の 2 に基づく随意契約となっているが、那覇市契約規則第 22 条に基づき、随意契約においても予定価格を定める必要がある。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【福祉部】障がい福祉課（１件）

【こどもみらい部】こども政策課（１件）、こども教育保育課（１件）

【消防局】警防課（２件）

(3) 各部署の指摘事項等

【健康部】

○ 保健総務課

ア 概算払における精算事務の遅れについて（指摘事項）

令和5年度全国政令市衛生部局長西ブロック会議（九州地区）の旅費（交通費・日当等）については、期限内に精算が行われず、精算遅延となっている。

概算払の精算については、那覇市会計規則第62条第1項において、用務を終了した日から起算して7日（本市の休日の日数は、算入しない。）以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨定めている。

概算払の精算事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

○ 健康増進課

ア 1者見積による随意契約について（指摘事項）

令和5年4月新型コロナウイルスワクチン接種事業に係るコールセンター・入力業務委託は、令和5年度においても引き続き事業実施が決定したため、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」を適用し随意契約を締結しているが、1人の者からしか見積書を徴取していない。

那覇市契約規則第23条第1項は、随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない旨定めている。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

イ 委託契約の自動更新における債務負担行為の設定について（指摘事項）

成人風しん抗体検査及び予防接種業務委託は、全国知事会と公益社団法人日本医師会が委託契約を締結し、那覇市は沖縄県に委任状を提出することで、当該業務委託を実施している。

当該委託契約は、「有効期間終了から1か月前までに、契約当事者のいずれか一方より別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年間契約の更新をしたものとみなす。なお、契約の更新は5回を限度とする」旨の契約条項を設け、那覇市においては債務負担行為の設定をすることなく、現在まで更新している。

地方自治法第214条は、地方公共団体が債務を負担する行為をするには、予算で債務負担行為として定めておかなければならない旨定められている。当該契約は、翌年度以降に支出を伴うような更新の決定がその

前年度に行われる契約であり、翌年度以降において債務を生じることから、債務負担行為として予算で定める必要があった。

契約事務に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理を行われない。

【こどもみらい部】

○こども政策課

ア 業務委託契約の完了の確認について（指摘事項）

令和5年度みらいこども園等の冷房機・扇風機等保守点検業務委託については、令和5年11月末の契約期間終了後、受託業者から完了通知が提出されていないことを看過し、翌年2月末に至って受託業者へ連絡したところ、受託業者より一部業務を実施していなかったと報告があり、当該委託契約に基づき遅延損害金を徴収した上で履行期間を延長している。

また、令和6年3月に完了報告書を受領し、当該業務委託料を支出しているが、同年5月、新たに一部業務が実施されていないことが判明し、同年8月に全業務が完了している。

那覇市契約規則第50条第2項は、契約に係る給付の完了の確認のため、契約書、仕様書、その他の関係書類に基づき、当該給付の内容について検査する旨定めている。

業務委託契約の完了の確認に当たっては、関係規則を遵守し、完了の確認方法の改善を図るなど、適正な事務処理を行われない。

○こどもみらい課

ア 予定価格の適正な設定について（指摘事項）

認可外保育施設環境整備事業（衛生環境向上事業）業務委託については、入札公告時点で当初予算数量から減になっていることを把握していたにもかかわらず、再度見積りの徴取や積算の見直しを行わず、当初予算の数量で予定価格を設定している。

那覇市契約規則第10条第2項では、予定価格は、数量の多少などを考慮し、適正に定めなければならない旨規定している。

予定価格の設定に当たっては、関係規則を遵守し、適正に行われない。

イ 契約に伴う支出負担行為書の確認漏れについて（指摘事項）

認可外償還払い電子申請受付システム構築委託契約において、支出負担行為書は契約時に作成しているが、会計管理者の確認を受けていない。

那覇市予算決算規則第26条は、課長は、支出負担行為書を作成したときは、別表第1に定めるところにより、委託料が500万円以上のものは当該支出負担行為書及び当該支出負担行為の成立に係る一連の書類について、速やかに会計管理者の確認を受けなければならない旨定めている。

契約に伴う支出負担行為書の作成に当たっては、関係規則を遵守し、

適正な事務処理を行われたい。

ウ 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施にあたり、1人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

那覇市契約規則第23条は、随意契約をしようとする場合、2人以上の者から見積書を徴取することが原則となっており、1人の者から見積書を徴取することができる場合は例外であるから、例外に該当すると判断した根拠条文や適用理由を記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第23条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

○こども教育保育課

ア 起案文書の根拠条文等の記載や点検及び審査について（指摘事項）

随意契約の実施に係る起案文書において、契約方法の根拠条文及び適用理由等の適正な意思決定を行うために必要な事項が記載されていないものが相当数あった。

さらに、随意契約の実施にあたり、1人の者からしか見積書を徴取していないにもかかわらず、起案文書にその根拠条文や適用理由の記載がないものが相当数あった。

起案文書は、行政機関の意思決定が適正に行われるために必要な事項を点検及び審査できるようにするための文書であるから、記載する必要がある根拠条文や適用理由は漏れなく記載されたい。

また、那覇市文書取扱規程第23条において、課長又はグループリーダーは、事案の決定が適正に行われるよう、法令等の適合性や合議先の適否等について、起案文書を点検及び審査しなければならない旨定めているので、同規程を遵守して適正な点検及び審査をされたい。

○子育て応援課

ア 振替により収入のあった歳入の調定遅れについて（指摘事項）

こども医療費助成金（現物給付）の返還金については、令和5年10月27日に当該歳入へ振替があったにもかかわらず、令和6年2月に遅れて調定している。

那覇市会計規則第20条第1項は、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令等を調査し、適正であると認めたときは、直ちに調定しなければならない旨定めている。

歳入の調定に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われたい。

【消防局】

○ 警防課

ア 備品の管理について（指摘事項）

消防資機材賃貸借契約において、契約満了後の無償譲渡を受けた消防資機材について、備品台帳への登録が漏れていた。

那覇市物品会計規則第 18 条では、課長は、備品の寄附があったときは物品出納通知書により、重要備品にあつては物品出納員（管財課長）に、普通備品にあつては物品分任出納員に通知しなければならない旨定め、さらに同規則第 25 条第 2 項で、物品管理者（課長）は、備品台帳を備え、備品の登録等の記録をし、整理しなければならない旨定めている。

備品の管理については、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

○ 救急課

ア 上半期と下半期に分割して契約した随意契約について（指摘事項）

産業廃棄物処理業務委託契約については、物価高騰等へ柔軟に対応できるよう、上半期と下半期に分けて那覇市契約規則第 20 条第 1 項第 6 号を適用し、それぞれ同じ受託者と随意契約を締結している。

これら 2 件の契約は、委託内容が同じであることから 1 件の契約とすることが合理的であると思われ、その場合予算総額が同規則で定める随意契約の限度額 50 万円を超えることから、競争入札により契約を締結すべきだったと思われる。

契約事務に当たっては、関係規則を遵守し、適正な事務処理を行われない。

2 その他

(1) 監査における指摘事項等の再発防止に向けた取組について

昨年度以前に指摘している事項について、継続して是正又は改善を要する事項等があり、多くの部局で同種の指摘が繰り返されている。

多くの部局で同種の指摘が繰り返されている事項については、指摘された課がそれぞれ個別に監査の結果に伴う措置を講ずるに止まらず、市として、その再発防止のために、内部統制制度の基本的な枠組みを踏まえた、本市独自の那覇市行政サービス品質管理システムの活用など必要な対応を検討されたい。

(2) 調定決定調書兼通知書について

歳入調定遅れの調定決定調書兼通知書については、実際の起票日より調定日を遡って作成している事例が散見されたことから、当該通知書を書面で確認した場合、遡った調定日に起票されたように誤認されることを令和4年度後期定期監査報告書において意見しているにもかかわらず、今年度も実際の起票日より前の日付に遡って調定決定調書兼通知書が作成されている事例が相当数あった。

那覇市文書取扱規程第4条は、文書は、正確、迅速かつ丁寧に取り扱い、常にその処理過程を明らかにしなければならない旨定めており、公文書の公正性、信頼性を確保する観点からも、その改善が図られるようあらためて意見する。